

横須賀市いじめ等の対策に関する条例施行規則

横須賀市いじめ等の対策に関する条例（平成26年横須賀市条例第30号）第16条第3項の規定による報告は、次に掲げる事項を記載した書面によらなければならない。

- (1) 発生日時
- (2) 発生場所
- (3) 事案の内容
- (4) 事案に対する対応状況
- (5) 学校の所見

附 則

この規則は、平成26年7月1日から施行する。